

○特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）（抜粋）

目次

第一章 総則（第一条―第一条の四）

第一章の二 穀類のばら積み運送（第一条の五―第十五条）

第二章 固体貨物のばら積み運送

第一節 通則（第十五条の二―第十五条の十）

第二節 液化物質のばら積み運送（第十六条―第二十七条の二）

第三節 固体化学物質のばら積み運送（第二十八条）

第三章 木材の甲板積み運送（第二十九条―第三十一条の二）

第四章 雑則（第三十二条―第三十三条の二）

第五章 罰則（第三十四条―第三十八条）

附則

第一条―第一条の二の二（略）

（質量の確定）

第一条の二の三 貨物をコンテナ（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九条の三に規定するコンテナであつて底面積七平方メートル（上部にすみ金具を有しないものにあつては十四平方メートル）以上のものに限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）に収納して運送する場合は、コンテナの荷送人は、船積み前に、告示で定める手順に従い、前条第五号に掲げる貨物の質量について、次の各号のいずれかの方法により確定しなければならない。ただし、本邦各港間において運送する場合その他の告示で定める場合は、この限りでない。

一 貨物が収納されているコンテナの質量を、告示で定める計量器を使用して計量する方法

二 コンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量を、告示で定めるところにより個別に計量し、その合計を計算する方法

2 コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び

第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

3 前条及び前項の規定により提出された資料に記載された質量が第一項の規定により確定されたものでなければ、コンテナを船積みしてはならない。

第一条の三（第三十六条（略））

第三十七条 コンテナの荷送人が、第一条の二の二（同条第五号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料を船長に提出し、又は第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

2 コンテナの荷送人が、第一条の二の三第二項の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出し、又は同条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出したときも、前項と同様とする。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。